

# 建築士事務所の設計等業務報告書の提出について 電子申請受付をはじめました！

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、建築士法においては押印の廃止など手続の見直しがなされたところです。これを踏まえ、県ではこのたび建築士法第23条の6の規定による建築士事務所の設計等業務報告書(※)について、電子申請を導入しました。

※ 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、事務所登録をした都道府県知事に提出することが義務付けられています。業務実績が「なし」の場合も提出が必要です。

## ■ 県建築指導課 HP で電子申請の入口「やまぐち電子申請サービス」を案内しています

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shihou/gyoumuhoukoku.html>

## ■ 電子申請の方法

- ① 県 HP 「やまぐち電子申請サービス」 又は 県建築指導課 HP にて様式（県指定、エクセル）を入手し、報告書を作成
- ② 「やまぐち電子申請サービス」 にて必要事項（提出日、登録番号、メールアドレス）を入力後、報告書を添付し送信

山口県 YAMAGUCHI PREFECTURE

トップページ | くらし・環境 | 健康・福祉 | 教育・文化・スポーツ | しごと・産業・観光 | まちづくり | 県政情報

キーワードを入力 [検索] | 検索の仕方 | 組織で探す | サイトマップで探す

トップページ > 組織で探す > デジタル・ガバメント推進課 > 電子申請・やまぐち電子申請サービス | 山口県

令和2年(2020年)10月30日

### やまぐち電子申請サービス

**やまぐち電子申請サービスのご利用について**

やまぐち電子申請サービスでは、インターネットを利用して、ご自身のパソコンやスマートフォンから電子申請・届出手続きができるサービスを行っています。

**電子申請サービス** (リンク) **ここをクリック**

やまぐち電子申請サービスはこちらからご利用ください。

ご利用の前に、ポータル内の「初めてご利用する方」及び「利用規約」を必ずご確認ください。  
ポータル内の「お知らせ」には、利用上の注意事項などを随時お知らせいたします。必ずご確認ください。

**ご利用可能な手続き**

ご利用可能な手続きの一覧は、[こちら\(リンク\)](#)からご確認ください。

山口県でよく使う手続	
・	<a href="#">基層機登録届報告</a>
・	<a href="#">自動車税種別別納付控通知書送付先住所変更届</a>
・	<a href="#">法理公堂に契する手続</a>
・	<a href="#">臨時約任用教員等登録(公立小中学校)</a>

**運用開始した手続**

ありません

[やまぐち電子申請サービス総合案内](#)

【問い合わせ先】 山口県建築指導課指導班：TEL 083-933-3835